

別紙

諮問第1775号

答 申

1 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都主税局職員課〇〇が保有する〇〇に係る記録（電子記録メモ）及び〇〇がヒアリングを行った関係者が保有する〇〇に係る記録（電子記録メモ）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年5月18日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、実施機関の職員等が保有する特定の個人に係る記録に関する公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年8月8日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年9月26日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年6月24日（第258回第一部会）及び同年7月30日（第259回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

実施機関は、情報公開制度が、何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるとした上で、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の保護されるべき情報を明らかにすることになり、条例7条2号に規定する個人情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、審査請求人自身が実施機関の職員から回答を得た内容について請求しているため、不開示とする決定は誤りであり、また隠蔽されて解明することができなくなってしまう不当である旨主張する。

審査会が検討したところ、本件開示請求は、審査請求人が自身に係る記録に関する公文書の開示を求めているものであり、本件請求文書の有無は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

また、実施機関の説明のとおり、条例に基づく開示請求は何人に対しても認められていることから、開示請求者の属性は開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号の不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環